平成２４年（フ）第１７７号
茨城県水戸市住吉町131番地の１
破産者　有限会社共同社
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
東京都調布市小島町２―43―５―801江藤方、住民票上の住所東京都多摩市一ノ宮２丁目20番地の５ライオンズマンション聖蹟桜ヶ丘一ノ宮104
破産者　行谷　広子
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１５号
東京都日野市旭が丘１丁目25番地11
破産者　株式会社伊藤水道
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５４号
東京都町田市小山町160番地２
破産者　株式会社第一建装
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５５号
東京都町田市小山町160番地２
破産者　南雲　宏之
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３００号
横浜市港北区新吉田町13番地
破産者　有限会社サンエフ
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
新潟県阿賀野市中央町２丁目11番30号
破産者　株式会社白善社
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１２号
岐阜市久保見町96番地
破産者　臼井　　廣
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７７号
岐阜市大洞緑山２丁目９番３号
破産者　有限会社レディース彩
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
岐阜県中津川市駒場字松源寺1508番地の38
破産者　株式会社吉村建設
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３号
岐阜県多治見市高根町３丁目１番地の１　市営住宅Ｄ棟202号、開始決定時の住所岐阜県多治見市本町５丁目16番地
破産者　加藤　敦裕
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１６号
岐阜県恵那市上矢作町3105番地２、従前の住所岐阜県恵那市上矢作町3068番地１
破産者　松琴堂こと　永井　克己
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３８号
岐阜県恵那市山岡町上手向21番地１
破産者　伊藤　和典
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第５８号
岐阜県土岐市鶴里町柿野1666番地の５
破産者　岩田　勝章
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７３４号
静岡県浜松市東区積志町1932番地
破産者　株式会社スーパーこすぎ
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６号
三重県伊勢市中村町225番地13
破産者　鈴木　容子
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
三重県志摩市志摩町和具2258番地１
破産者　山本　周久
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
滋賀県長浜市南高田町55番地
破産者　有限会社サンポラム
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
京都市下京区高辻通油小路東入永養寺町230番地
破産者　株式会社サンクリア
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
京都市山科区東野八代69番地の14
破産者　有限会社うわぐちハウジング
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
京都府木津川市加茂町奥畑土々平30番地
破産者　株式会社新栄
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
大津市あかね町13番３号
破産者　有限会社ゆたか鮮魚店
１　決定年月日　平成24年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係